

# 多胎妊婦健康診査の受診方法について

三島市では、単胎妊娠よりも負担の大きい多胎妊娠のより安全な分娩と健康なお子さんの出産のために、14回の妊婦健康診査に追加で受診する健康診査として、5回を限度に公費負担を実施しています。

主治医にご相談の上、下記の方法を踏まえて多胎妊婦健康診査を受診していただくようお願いします。  
なお、ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

## 1 対象

三島市に住民票のある多胎妊婦

## 2 受診時期

妊娠中

妊婦健康診査受診票 14回使用後に、(第1回～第5回)多胎妊婦健康診査受診票を使用します。

## 3 公費負担額

各4,010円 ※公費負担を超える額は、自己負担となります。

## 4 内容

- ・健康状態の把握及び保健指導
- ・定期検査(子宮低長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、身長、体重等)
- ・その他医師等が必要と求めた内容等



## 5 実施機関

静岡県と委託契約した医療機関(裏面の一覧表をご覧ください。)

※実施していない場合もありますので、ご確認ください。

※多胎妊婦健康診査受診票は、県内を中心とした指定医療機関等以外では使うことができません。里帰りなどで指定外の医療機関等(日本国内に限る)で受診する場合は、申請手続きをすることで費用の補助を受けることができます。

## 6 受診方法

「三島市 母子健康手帳 別冊(多胎妊婦用)」の裏面をご覧ください。

## 7 注意事項

三島市外に転出された場合は、三島市発行の受診票は使用できません。転出先の市町村で受診票の交付を受けてください。

## 8 その他

Q1 妊婦健康診査の受診票の間に多胎妊婦健康診査の受診票を使用しても問題ないか?

A1 妊婦健康診査の受診票 14回を使用していただいた後にご活用いただくこととなりますので必ず多胎妊婦健康診査の受診票は 15回目以降に使用してください。

Q2 多胎妊婦は単胎妊婦より多く健診を行うが、妊婦健康診査について早めに行っても良いか?

A2 多胎妊婦については各医療機関の判断で、妊婦健康診査の受診票を記載してある受診週数の目安より早めに使用していただいても問題ありません。

問い合わせ：三島市健康推進部健康づくり課母子保健係(保健センター) Tel. 973-3700